

障害者雇用率について

1 経緯

国の行政機関において障害者雇用義務制度の対象となる障害者の範囲に誤りが見られたことから、本市としても障害者である職員の実態の調査を実施した。その後、厚生労働省からも「平成29年6月1日現在の障害者任免状況の再点検」について通知があった。

2 調査の内容

全職員を対象に、障害者手帳等を保有している場合にはその写しを提出するよう依頼した。調査にあたっては、国に対する障害者任免状況の通報に使用することに了解のうえ提出するよう依頼した。

3 障害者の把握・確認方法

国のガイドラインに則り、障害者である職員を把握する場合は、業務命令ではなく、本人の同意を得て障害に関する個人情報を取得しなければならなかった。

さらに、本市の調査中、9月に入り対象職員から消防団員を除外できること、また、嘱託員を加えることについて、労働局から指導があったため、調査結果の集約に時間がかかった。

4 調査の結果

国のガイドラインに則り、自主的に障害者手帳の提出を依頼したが、採用後に障害者になったとして算入していた職員のうち、一部の職員については障害者手帳の所持が確認できなかった。これは、長期に渡り体調不良等を患っている職員について、障害者手帳がなくても医師の診断書のみで同等の障害を持っているものとみなして算入していたためである。

なお、平成28年度以前の状況については、既に退職した者も含まれており確認が難しい部分もあるが、同様の取扱いがなされていたものと考えられる。

5 今後の取扱い

群馬労働局の指示に従い、障害者任免状況通報書の修正報告を行う。

また、法定雇用率達成を目指し、障害者を対象とする採用試験を実施する。

6 雇用率の修正（平成29年度）

	報告済み雇用率	修正後の雇用率	不足する職員数
市長部局	2.32%	1.32%	22人
教育委員会	2.31%	0.39%	9人
水道局	2.34%	1.38%	1人

本件に関するお問い合わせ先

職員課 人事係

電 話 内線 / 3502
直通 / 027-898-6507